

令和2年(2020年)12月2日
厚生委員会資料
地域支えあい推進部
健康福祉部

区有施設配置の考え方について

新しい基本計画と併せて策定する区有施設整備計画については、令和2年9月に定めた当該計画の策定の考え方に基づき、区政構造改革における「施設の再編」の視点と併せて検討を進めているところである。

このたび、区有施設整備計画に盛り込む区有施設配置の考え方をとりまとめたので報告する。

1 区有施設配置の考え方

別紙のとおり

2 今後の予定

令和3年1月	区有施設整備計画(素案)公表
2月	意見交換会等の実施
6月	区有施設整備計画(案)公表
7月	パブリック・コメント手続の実施
8月	区有施設整備計画の策定

区有施設整備計画策定の考え方

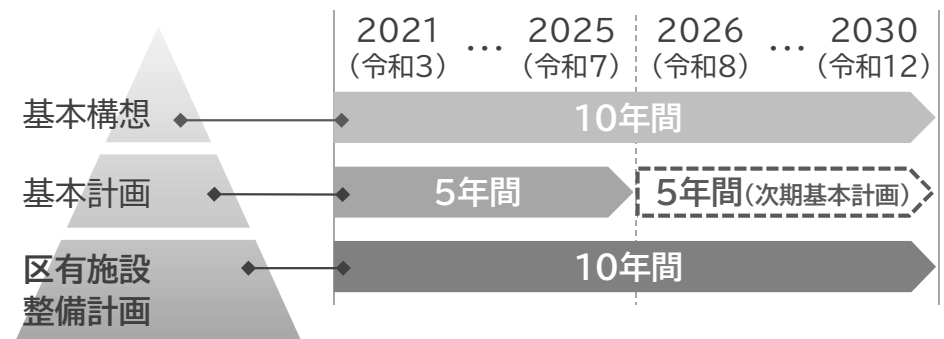
基本構想において描く「10年後に目指すまちの姿」や長期にわたる都市構造の変化を見据え、区が所有する施設(道路、橋梁、公園、及び自転車駐車場(自転車保管場所を含む)を除く。)に係る再編、整備、利活用等の計画及び施設の更新・保全の方針を示す。平成29年3月に策定した「中野区公共施設総合管理計画(建物編)」は、内容を一部見直した上で区有施設整備計画に組み込む。

■ 計画に盛り込む予定の主な内容

- 区有施設の現状と課題
区有施設の延床面積、築年数、用途別の割合など
- 区有施設再編及び管理の基本方針
施設配置の考え方、民間活力の活用、更新・保全の考え方など
- 10年後の施設配置想定と再編・整備・利活用の方向性
各施設の今後の方向性、配置及び想定スケジュールなど
- 施設更新経費の考え方
今後20年間の更新経費想定、区が保有する施設総量の考え方など

■ 計画期間

- 令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間
- 新しい基本構想及び基本計画と整合を図り、社会経済情勢の動向を見定めながら、必要に応じて見直しを行う。策定にあたっては、今後概ね20年間に想定する新築・改築・大規模改修等の施設を対象に検討する。



施設再編の基本的な考え方

区政構造改革における「施設の再編」では、中長期的な区有施設の適正配置を視野に入れ、区民の日常生活圏域を勘案した配置を基本として検討を進めるほか、施設マネジメントの観点から施設の集約化や複合化、民間活力の活用、未利用地及び未利用施設の活用・処分に取り組む。

■ 区有施設の適正配置

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を総合的に勘案するほか、施設の用途や対象に応じて配置。

日常 日常生活圏域(すこやか福祉センター圏域[※])を基本

すこやか福祉センター、区民活動センターなど

子ども 子どもの日常生活圏域(中学校区、小学校区[※])を基本

小中学校、児童館、キッズ・プラザなど

全域 区全域を対象(全ての区民対象)

区役所本庁舎、文化施設など

その他 ニーズに応じて配置(利用者限定)

保育園、介護施設、障害者施設など

■ 施設活用の主な手法

各施設について、機能(役割)と建物に分けて検討を行い、区有施設の有効活用を図る。

集約化

機能が同じ複数の施設を集めて1つの施設とする。

移転・転用

空き建物や空きスペースに他の施設の機能を移転。

複合化

機能が異なる複数の施設を集めて1つの施設とする。

民間施設による代替

民間施設で機能を代替し、区有施設を廃止。

長寿命化

計画的に修繕・大規模改修を行い、建物の耐用年数を延ばす。

施設廃止

機能を廃止。

※日常生活圏域はすこやか福祉センター新規整備後の5圏域、子どもについては、学校再編後の小学校20学校区、中学校9学校区とする。

施設分類ごとの配置の考え方

関連部					施設分類	施設白書	概ね10年間の配置・活用の考え方	配置数(機能別)			
企画・総務	区民・環境	支え・健康	基盤・まち	子ども・教育				現在	5年後	10年後	
	●				文化施設 (文化センターほか)	文化施設	全域	現在の配置で引き続き活用。更新期を迎えるもみじ山文化センター西館は、今後のあり方を検討。	4	4	4
				●	図書館	図書館	全域 日常	中野東図書館の開設に伴い、本町図書館及び東中野図書館は廃止。施設更新期を迎える図書館は、今後のあり方を検討。令和3年度に、みなみの、美鳩、中野第一の各小学校に開設する地域開放型学校図書館は、開設後の実施状況を検証し、今後の展開を検討。	8	10	10
	●				歴史民俗資料館	博物館等	全域	現在の配置で引き続き活用。	1	1	1
		●			体育館 スポーツ・コミュニティプラザ	スポーツ施設	全域	現在の配置で引き続き活用。	4	4	4
	●				産業系施設	産業系施設	全域	産業振興機能は、商工会館跡地に誘導する民間施設の一部に移転。産業振興センター跡施設は転用。	1	1	1
				●	小・中学校	学校	子ども	小中学校再編計画(第2次)に基づく再編整備を行うとともに、学校施設の改修及び改築を進める。	31	29	29

関連部:企画部→企画、総務部→総務、区民部→区民、子ども教育部・教育委員会事務局→子ども・教育、地域支えあい推進部→支え、健康福祉部→健康、環境部→環境、都市基盤部→基盤、まちづくり推進部→まち(施設白書→中野区施設白書(2019(平成31)年2月)の分類、現在→令和2年4月1日時点、5年後→令和7年4月1日時点、10年後→令和12年4月1日時点)

施設分類ごとの配置の考え方

関連部					施設分類	施設白書	概ね10年間の配置・活用の考え方	配置数(機能別)		
企画・総務	区民・環境	支え・健康	基盤・まち	子ども・教育				現在	5年後	10年後
					● 教育センター	その他教育施設	全域 令和3年度に子ども・若者支援センター等複合施設へ移転。跡施設は仮設事務所として活用。	1	1	1
					● 軽井沢少年自然の家	その他教育施設	その他 現在の配置で引き続き活用。	1	1	1
					● 保育園・保育室	保育園・幼稚園	その他 保育園は計画済みの民設民営化を順次行い、将来的には保育需要や施設更新を見据え配置を検討。	16	10	10
					● 幼稚園	保育園・幼稚園	その他 ひがしなかの幼稚園は、中野東中学校跡地(旧第三中学校)を活用して建替。かみさぎ幼稚園は、近隣用地を活用して建替。今後の運営形態については、教育委員会で検討。	2	2	2
					● 児童館 (ふれあいの家含む)	幼児・児童施設	子ども 小学生の放課後の居場所として、各小学校へのキッズ・プラザ、学童クラブの設置に併せ、児童館は子育て支援拠点や地域見守り機能を強化した施設として、現行の児童館を活用し、順次中学校区に1館の配置としていく。	18	11	10
					● キッズ・プラザ	幼児・児童施設	子ども 小学校の改築等に併せて、併設施設として整備。	9	14	18
					● 学童クラブ	幼児・児童施設	子ども 児童館に併設している学童クラブは、今後整備するキッズ・プラザに移転。また、キッズ・プラザに併設するまでの間、児童館の一部を学童クラブ専用の施設に転用。	25	23	23

関連部:企画部→企画、総務部→総務、区民部→区民、子ども教育部・教育委員会事務局→子ども・教育、地域支えあい推進部→支え、健康福祉部→健康、環境部→環境、都市基盤部→基盤、まちづくり推進部→まち
(施設白書→中野区施設白書(2019(平成31)年2月)の分類、現在→令和2年4月1日時点、5年後→令和7年4月1日時点、10年後→令和12年4月1日時点)

施設分類ごとの配置の考え方

関連部					施設分類	施設白書	概ね10年間の配置・活用の考え方	配置数(機能別)			
企画・総務	区民・環境	支え・健康	基盤・まち	子ども・教育				現在	5年後	10年後	
		●			高齢者会館	高齢福祉施設	日常	現在の配置で引き続き活用。鷺宮高齢者会館は、将来的に鷺宮小学校跡地に整備する複合施設への移転を検討。	16	16	16
		●			地域包括支援センター	高齢福祉施設	日常	各日常生活圏域に2施設の設置を基本とし、すこやか福祉センターの配置数に併せて新規整備。	8	8	9
		●			障害福祉施設 (障害者福祉会館・福祉作業所ほか)	障害福祉施設	その他	障害者福祉会館は保健所移転後跡地への移転を検討。知的障害者生活寮は法内化を検討。また、多機能型通所施設の新規整備を検討。他の施設は現在の配置で引き続き活用。	8	8	8
				●	子ども・若者支援センター	—	全域	令和3年度に開設。	0	1※	1※
				●	療育施設 母子生活支援施設	児童福祉施設	全域	現在の配置で引き続き活用。	4	4	4
		●			保健所	保健施設	全域	施設更新期の到来に併せて、健康危機管理等の拠点施設として機能を充実させるために、教育センター跡地に整備する合同庁舎へ移転。跡地は、障害者福祉会館等の整備を検討。	1	1	1

関連部:企画部→企画、総務部→総務、区民部→区民、子ども教育部・教育委員会事務局→子ども・教育、地域支えあい推進部→支え、健康福祉部→健康、環境部→環境、都市基盤部→基盤、まちづくり推進部→まち
(施設白書→中野区施設白書(2019(平成31)年2月)の分類、現在→令和2年4月1日時点、5年後→令和7年4月1日時点、10年後→令和12年4月1日時点)

※子ども・若者支援センターは分室を含め1施設で計上

施設分類ごとの配置の考え方

関連部					施設分類	施設白書	概ね10年間の配置・活用の考え方	配置数(機能別)			
企画・総務	区民・環境	支え・健康	基盤・まち	子ども・教育				現在	5年後	10年後	
		●			すこやか福祉センター	その他社会福祉施設	日常	日常生活圏域の5圏域への変更に併せて温暖化対策推進オフィス跡施設内に新規整備。北部すこやか福祉センターは沼袋小学校跡地へ移転。鷺宮すこやか福祉センターは、将来的に鷺宮小学校跡地に整備する複合施設への移転を検討。他の施設は現在の配置で引き続き活用。	4	4	5
		●			社会福社会館	その他社会福祉施設	全域	現在の配置で引き続き活用。障害者支援機能を拡充。	1	1	1
		●		●	● 複合交流拠点	—	全域	産業振興センター跡施設を転用し開設を検討。中高生の交流スペースなどを有する施設とすることも検討。	0	1	1
●					区役所本庁舎	庁舎等	全域	令和6年度に新庁舎へ移転。跡地は再開発事業用地。	1	1	1
	●				地域事務所	庁舎等	全域	現在の配置で引き続き活用。鷺宮地域事務所は、将来的に鷺宮小学校跡地に整備する複合施設への移転を検討。	5	5	5
		●			区民活動センター(分室含む)	庁舎等	日常	新鍋横区民活動センターの整備に伴い、現在の鍋横区民活動センター及び同センター分室は廃止。昭和区民活動センターは現地建替。鷺宮区民活動センターは、将来的に鷺宮小学校跡地に整備する複合施設への移転を検討。他の施設は現在の配置で引き続き活用。	19	18	18

関連部:企画部→企画、総務部→総務、区民部→区民、子ども教育部・教育委員会事務局→子ども・教育、地域支えあい推進部→支え、健康福祉部→健康、環境部→環境、都市基盤部→基盤、まちづくり推進部→まち
 (施設白書→中野区施設白書(2019(平成31)年2月)の分類、現在→令和2年4月1日時点、5年後→令和7年4月1日時点、10年後→令和12年4月1日時点)

施設分類ごとの配置の考え方

関連部					施設分類	施設白書	概ね10年間の配置・活用の考え方	配置数(機能別)		
企画・総務	区民・環境	支え・健康	基盤・まち	子ども・教育				現在	5年後	10年後
	●				清掃事務所・リサイクル展示室	その他行政系施設	全域 現在の配置で引き続き活用。	3	3	3
●					職員研修センター	その他行政系施設	その他 区役所新庁舎の整備後に廃止。研修機能は、区役所新庁舎の会議室等を活用。	1	0	0
			●		公営住宅等 (区営住宅・福祉住宅・まちづくり事業住宅)	公営住宅等	その他 現在の配置で引き続き活用。	26	26	26
		●		●	貸付施設等 (高齢者施設・福祉作業施設ほか)	貸付施設等	その他 沼袋小学校跡施設を活用した民間学童クラブは、平和の森小学校新校舎へのキッズ・プラザ整備に伴い廃止。旧東中野保育園を活用した民間保育園への貸付は令和6年度に終了。その他更新期を迎える施設は、今後のあり方を検討。	19	18	17
●	●			●	その他施設 (未利用施設ほか)	その他	その他 未利用施設は貸付や売却等を検討。	13	18	18
合計								250	245	249

関連部:企画部→企画、総務部→総務、区民部→区民、子ども教育部・教育委員会事務局→子ども・教育、地域支えあい推進部→支え、健康福祉部→健康、環境部→環境、都市基盤部→基盤、まちづくり推進部→まち
(施設白書→中野区施設白書(2019(平成31)年2月)の分類、現在→令和2年4月1日時点、5年後→令和7年4月1日時点、10年後→令和12年4月1日時点)

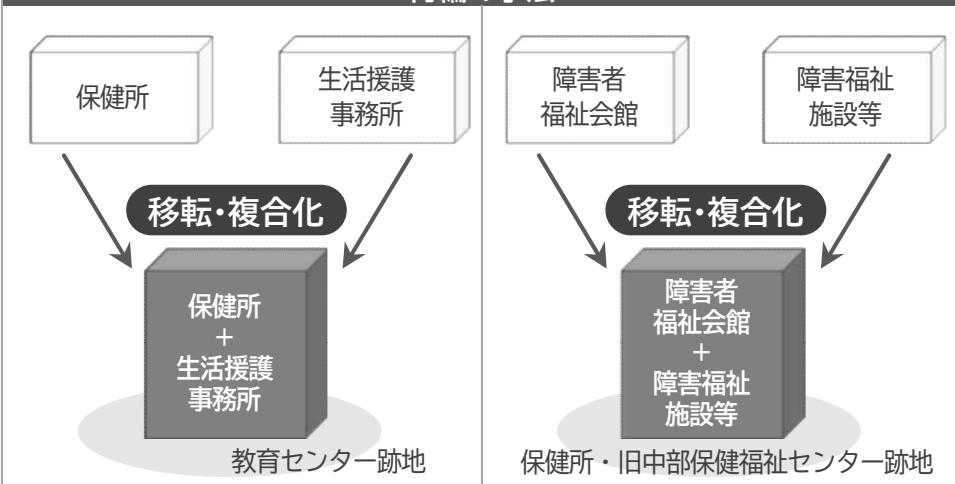
主な施設の配置の考え方

■ 教育センター・保健所等の再編

所管：健康福祉部

- 教育センター（野方1-35-3）
令和3年度に子ども・若者支援センター等複合施設（中央1-41-2）へ移転。跡施設は、区役所新庁舎の整備に併せて生活援護仮設事務所を配置。将来的には、自立生活支援を充実させた生活援護事務所及び保健所の合同庁舎を整備。
- 保健所（中野2-17-4）
施設更新期の到来に併せて、教育センター跡地に整備する合同庁舎へ移転。跡地は障害者福祉会館（沼袋2-40-18）等の移転・整備を検討。

再編の手法

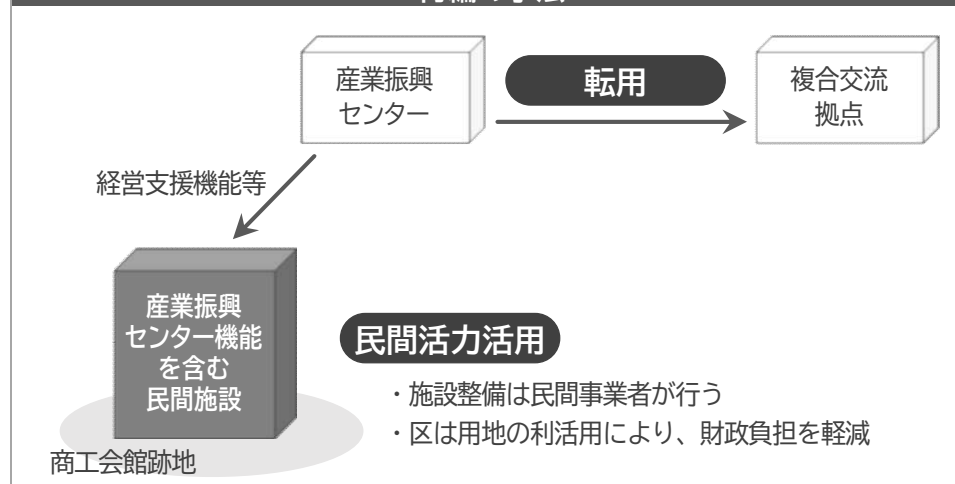


■ 旧商工会館・産業振興センター等の再編

所管：区民部、子ども教育部・教育委員会事務局、地域支えあい推進部

- 旧商工会館（新井1-9-1）
土地利活用による民間整備を誘導し、一部を産業振興センターの経営支援機能及び経済団体事務所として活用。
- 産業振興センター（中野2-13-14）
経営支援機能及び経済団体事務所は、商工会館跡地に誘導する民間施設内へ移転。跡施設は複合交流拠点に転用し、シルバー人材センター等の移転を検討。また、中高生の交流スペースなどを有する施設とすることも検討。

再編の手法

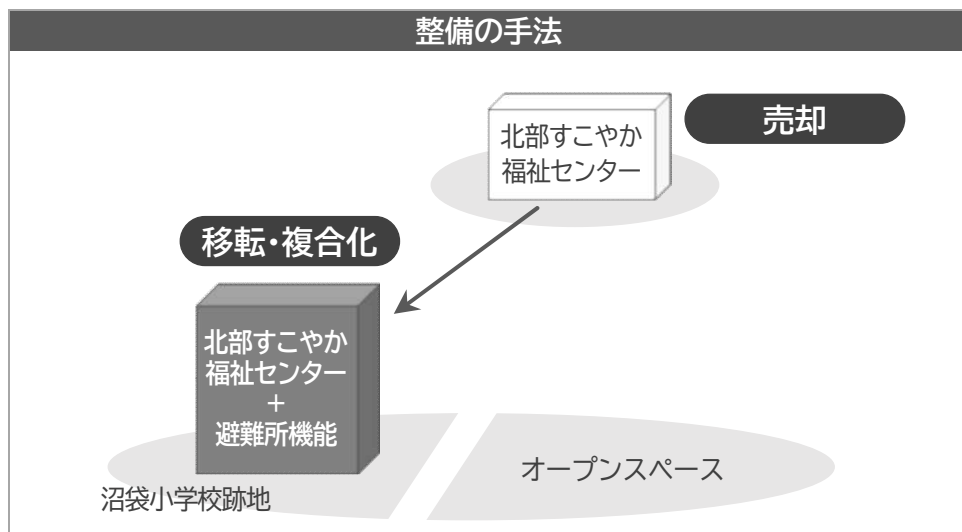


主な施設の配置の考え方

■ 北部すこやか福祉センターの整備

所管：地域支えあい推進部、総務部

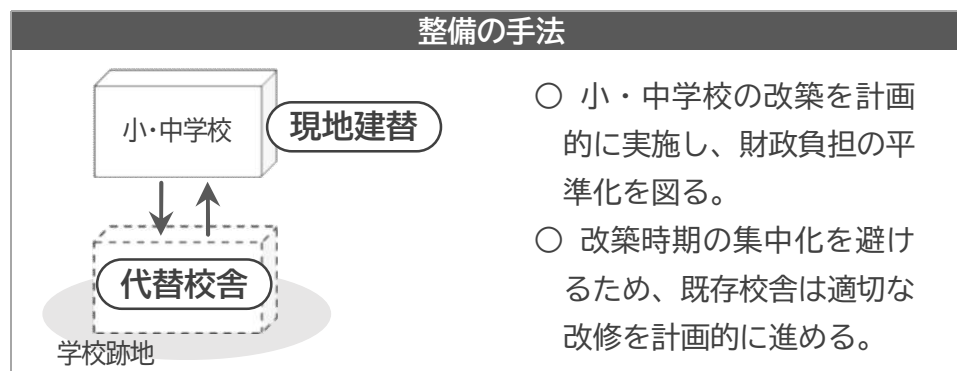
- 北部すこやか福祉センター（江古田4-31-10）
沼袋小学校跡地に移転・整備。移転後の跡地は売却。
- 旧沼袋小学校（沼袋3-13-2）
避難所機能を含む北部すこやか福祉センター及びオープンスペースを整備。



■ 小・中学校の改築

所管：子ども教育部・教育委員会事務局

- 中野第一小学校（旧向台小学校）（弥生町1-25-1）
中野本郷小学校・第二中学校改築中の代替校舎として活用
- 令和小学校（旧上高田小学校）（上高田5-35-3）
第七中学校等改築中の代替校舎として活用
- 第四中学校（若宮1-1-18）
明和中学校・北原小学校等改築中の代替校舎として活用
- 旧みなみの小学校（旧新山小学校）（南台4-4-1）
南台小学校改築中の代替校舎として活用
- 旧中野中学校（旧第九中学校）（中野1-57-12）
桃園第二小学校・桃花小学校等改築中の代替校舎として活用

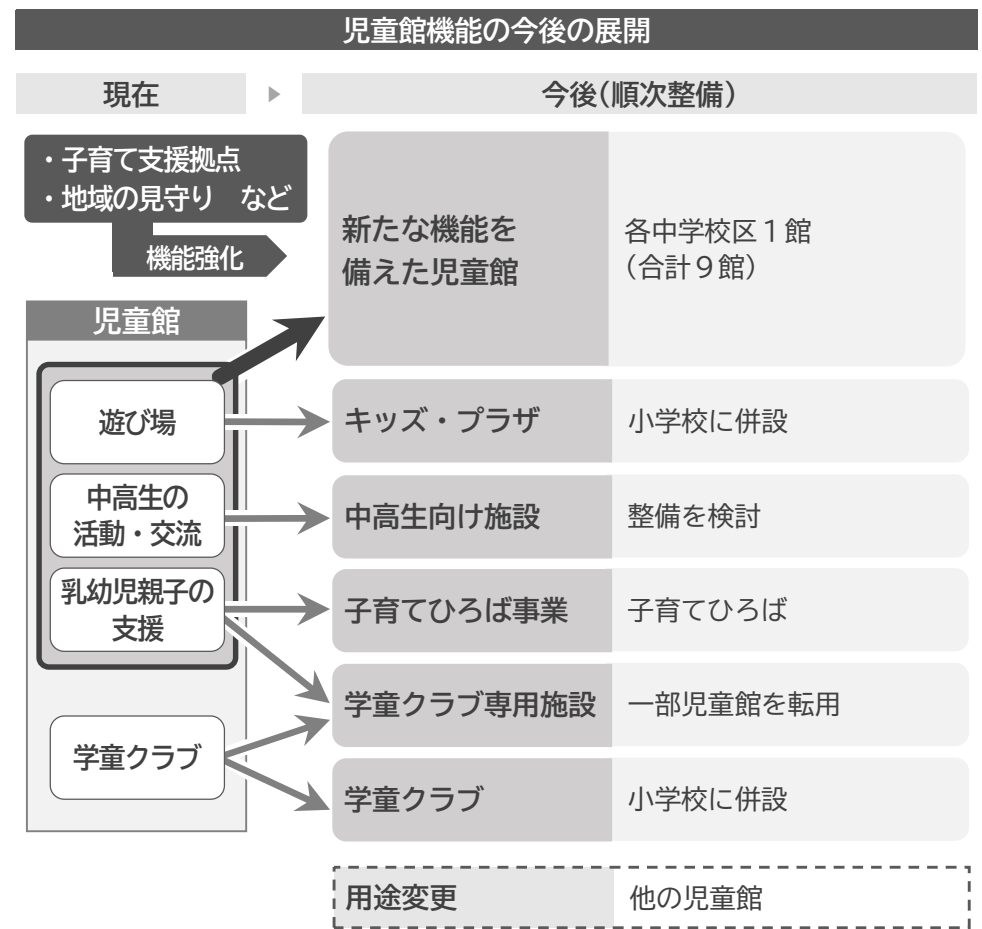
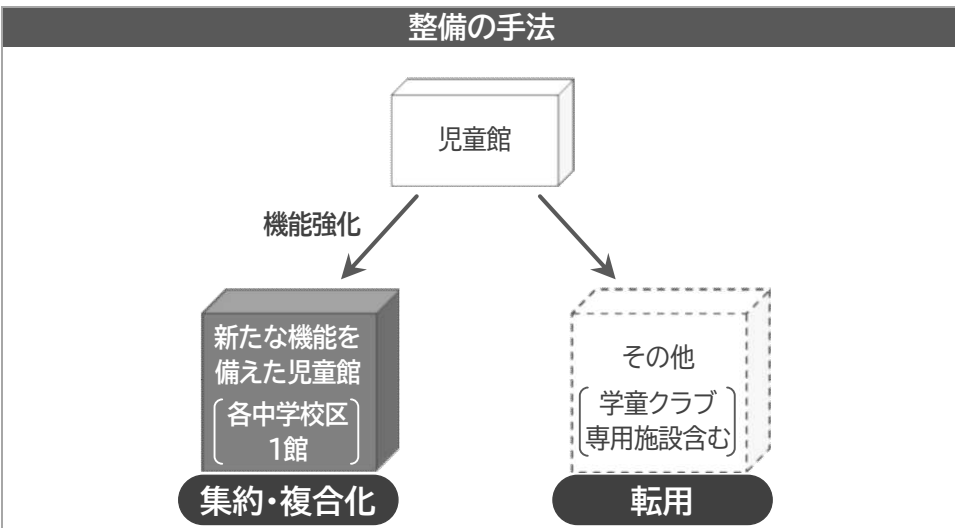


主な施設の配置の考え方

■ 新たな機能を備えた児童館、中高生向け施設の整備

所管：子ども教育部・教育委員会事務局

- 新たな機能を備えた児童館
 小学校の放課後の居場所として、各小学校へのキッズ・プラザ、学童クラブの設置に併せ、児童館は子育て支援拠点や地域見守り機能を強化した施設として、現行の児童館を活用し、順次中学校区に1館の配置としていく。
- 中高生向け施設
 中高生の交流スペースなどの機能を有する施設の整備を検討。



未利用施設の活用の考え方

用途廃止等により未利用となった施設・跡地は、大規模施設整備・誘導、公共施設の移転、集約化・複合化、防災まちづくり、まちづくり事業用地・公園等の活用のほか、貸付又は売却の検討を行う。

■ 未利用施設※

※暫定利用中の施設及び今後未利用となる施設を含む。

区有施設整備 を検討

- 中野東中学校(旧第三中学校)(東中野5-12-1)
- 鷺宮小学校 (鷺宮3-31-4)
- 旧沼袋小学校 (沼袋3-13-2)
- 旧中野福祉作業所 (野方1-35-8)

貸付/売却 を検討

※まちづくり事業
用地としての活
用検討を含む。

- 旧北部教育相談室 (野方5-33-7)
- 旧鷺宮すこやか福祉センター
(旧鷺宮保健福祉センター)(鷺宮3-18-15)
- 平和の森小学校 (新井3-29-1)
- 北部すこやか福祉センター (江古田4-31-10)
- 職員研修センター (新井2-8-13)

民間施設誘致 (児童福祉施設、 介護・障害施設) を検討

- 本町図書館 (本町2-13-2)
- 東中野図書館・旧東中野保育園(ひだまりの丘保育園分園) (東中野1-35-5)
- 西中野小学校 (白鷺3-9-2)
- 鍋横区民活動センター (本町5-47-13)
- 旧西中野保育園 (白鷺3-15-21)
- あさひ保育園 (上高田1-45-8)

医療機関誘致 を検討

- 今後未利用となる学校跡地

民間活力活用 を検討

- 旧商工会館 (新井1-9-1)

権利床等の活用の考え方

中野駅周辺の再開発に伴って区が取得する権利床等については、中野駅至近の利便性を活かした区民サービスの向上に資する活用方法の検討を行う。

■ 権利床等

- 中野二丁目地区再開発権利床（中野2-24、令和6年度利用開始予定）
自転車駐車場の整備のほか、民間施設への貸付と併せて、公共貢献提案の誘導を検討。
- 囲町東地区再開発権利床（中野4丁目地内、令和7年度利用開始予定）
中野駅周辺自転車駐車場整備計画（平成29年1月策定）において再開発施設に自転車駐車場を設けることとしており、具体的な内容について検討。
- 中野駅新北口駅前エリア再開発権利床（中野4丁目地内）
権利変換により保有する資産については、今後の計画・調整の過程で公的資産の有効活用や公共施設の適正配置の観点から総合的に判断するものとし、土地のみでの所有も視野に入れて検討。

※中野駅新北口駅前エリア再整備事業計画（令和2年1月）

- 中野セントラルパークの賃借床（中野4-10-1、中野4-10-2）
産業支援機能の転換を検討。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）2都市基交著第44号